

杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月10日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第75号

杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区中小企業資金融資あつせん条例施行規則（昭和43年杉並区規則第13号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 5 中東情勢の変化（令和8年2月以降に生じているイランを中心とする中東情勢の変化をいう。）に伴う物価高騰その他の影響により事業の経営の状況が悪化したと認められる者が、令和8年8月1日から同年12月31日までの間に小規模企業小口資金及び経営安定運転特例資金の融資のあつせんの申込みをした場合における第8条の規定の適用については、同条第1項第3号中「年1.2パーセント」とあるのは「年1.8パーセント」と、同項第6号中「年1.42パーセント」とあるのは「年1.9パーセント」とし、同条第2項第3号、第5項第3号及び第6号、第6項第2号並びに第7項第1号の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。